

新旧対照表

【関税率表解説（令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 29 類 有機化学品 (省 略) 第 10 節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物 及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド 総 説 (省 略) 複素環とは、環を 1 個以上有し、その環に炭素原子のほか、酸素、窒素、硫黄 のような元素を有する化合物をいう。このような複素環グループには、次のもの がある。 (A) (省 略) (B) 六員環 (1) ヘテロ原子を 1 個含むもの： (a) (省 略) (b) 硫黄のもの：チイン (<u>チオピラン</u>) グループ (29.34) (c) (省 略) (2) (省 略) (C) (省 略) (省 略) 29.41 抗生物質 (省 略)	第 29 類 有機化学品 (同 左) 第 10 節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物 及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド 総 説 (同 左) 複素環とは、環を 1 個以上有し、その環に炭素原子のほか、酸素、窒素、硫黄 のような元素を有する化合物をいう。このような複素環グループには、次のもの がある。 (A) (同 左) (B) 六員環 (1) ヘテロ原子を 1 個含むもの： (a) (同 左) (b) 硫黄のもの：チイン (<u>チアピラン</u>) グループ (29.34) (c) (同 左) (2) (同 左) (C) (同 左) (同 左) 29.41 抗生物質 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
天然に存在する抗生物質に加え、この項には次のものも含む。 －（省 略） －合成によって作られる天然と同一の構造の抗生物質（例えば、クロラムフェニコール（INN）） －天然の抗生物質に非常に構造が似ており、抗生物質として使用されているある種の合成抗菌物質（例えば、チアンフェニコール（INN）） 抗生物質は、単一の物質又はその関連物質の混合物から成っており、その化学構造がまったく不明なものがあり、また、確定しているものもある。抗生物質は、化学的にみた場合種々のものがあり、次の物品を含む。 （1）複素環式のもの：例えば、ノボビオシン（INN）、セファロスポリネ類、ストレプトスライシン、ファロペナム（INN）、ドリペナム（INN）、モノバクタム類（例えば、アズトレナム（INN））がある。この種のもので最も重要なものはペニシリン類で、ペニシリウム属の各種の真菌によって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンも含む。 （2）及び（3）（省 略） （4）クロラムフェニコール（INN）及びその誘導体（例えば、チアンフェニコール（INN）、フロルフエニコール（INN）及びシルペフェニコール（INN）） （5）マクロライド類：例えば、エリスロマイシン（INN）、アンホテリシンB（INN）、タイロシン（INN）がある。 （6）ポリペプチド類：例えば、アクチノマイシン類、バシトラシン（INN）、グラミジン類、チロシジンがある。 （7）その他の抗生物質：例えば、ザルコマイシン、バンコマイシン（INN）がある。 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（c）（省 略） （d）抗生物質の人為的混合物（例えば、ペニシリン（INN）とストレプトマイシン（INN）の混合物）で、治療又は予防用に使用するもの（30.03又は30.04） （e）（省 略） （省 略）	天然に存在する抗生物質に加え、この項には次のものも含む。 －（同 左） －合成によって作られる天然と同一の構造の抗生物質（例えば、クロラムフェニコール） －天然の抗生物質に非常に構造が似ており、抗生物質として使用されているある種の合成抗菌物質（例えば、チアンフェニコール） 抗生物質は、単一の物質又はその関連物質の混合物から成っており、その化学構造がまったく不明なものがあり、また、確定しているものもある。抗生物質は、化学的にみた場合種々のものがあり、次の物品を含む。 （1）複素環式のもの：例えば、ノボビオシン、セファロスポリネ類、ストレプトスライシン、ファロペナム（INN）、ドリペナム（INN）、モノバクタム類（例えば、アズトレナム（INN））がある。この種のもので最も重要なものはペニシリン類で、ペニシリウム属の各種の真菌によって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンも含む。 （2）及び（3）（同 左） （4）クロラムフェニコール及びその誘導体（例えば、チアンフェニコール（INN）、フロルフエニコール（INN）及びシルペフェニコール（INN）） （5）マクロライド類：例えば、エリスロマイシン、アンホテリシンB、タイロシンがある。 （6）ポリペプチド類：例えば、アクチノマイシン類、バシトラシン、グラミジン類、チロシジンがある。 （7）その他の抗生物質：例えば、ザルコマイシン、<u>バイコマイシン</u>がある。 （同 左） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（c）（同 左） （d）抗生物質の人為的混合物（例えば、ペニシリンとストレプトマイシンの混合物）で、治療又は予防用に使用するもの（30.03又は30.04） （e）（同 左） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年 11 月 30 日財関第 866 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I. 1961 年の麻薬に関する単一条約（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬				種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I. 1961 年の麻薬に関する単一条約（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬			
Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.	Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.
	(省 略)				(同 左)		
Codeine citrate	2939. 11	5913-73-5	2	Codeine citrate	2939. 11	5913-73-5	2
<u>Codeine</u>	<u>2939. 11</u>		<u>2</u>		(新 規)		
<u>cyclohexenylethylbarbiturate</u>							
<u>Codeine</u>	<u>2939. 11</u>		<u>2</u>		(新 規)		
<u>cyclopentenylallylbarbiturat</u>							
<u>e</u>							
<u>Codeine diallylbarbiturate</u>	<u>2939. 11</u>		<u>2</u>		(新 規)		
<u>Codeine diethylbarbiturate</u>	<u>2939. 11</u>	<u>6191-40-8</u>	<u>2</u>		(新 規)		
	(省 略)				(同 左)		
Cyclopropylfentanyl	2933. 34	1169-68-2	1	Cyclopropylfentanyl	2933. 34	1169-68-2	1
<u>N-Desethyl isotonitazene</u>	<u>2933. 99</u>	<u>2732926-24-6</u>	<u>1</u>		(新 規)		
	(省 略)				(同 左)		
Etonitazene hydrochloride	2933. 99	2053-25-0	1	Etonitazene hydrochloride	2933. 99	2053-25-0	1
<u>Etonitazepipne; N-piperidinyl</u>	<u>2933. 39</u>	<u>734496-28-7</u>	<u>1</u>		(新 規)		
<u>etonitazene</u>							
	(省 略)				(同 左)		
<i>para</i> -Fluorofentanyl	<u>2933. 39</u>	117332-92-0	1, 4	<i>para</i> -Fluorofentanyl	<u>2933. 34</u>	117332-92-0	1, 4
hydrochloride				hydrochloride			
	(省 略)				(同 左)		
β -Hydroxyfentanyl	<u>2933. 39</u>	1473-95-6	1, 4	β -Hydroxyfentanyl	<u>2933. 34</u>	1473-95-6	1, 4
hydrochloride				hydrochloride			

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年１１月３０日財関第８６６号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(省 略)				(同 左)			
β -Hydroxy-3-methylfentanyl hydrochloride	<u>2933.39</u>	135159-44-3	1, 4	β -Hydroxy-3-methylfentanyl hydrochloride	<u>2933.34</u>	135159-44-3	1, 4
(省 略)				(同 左)			
Protonitazene	2933.99	95958-84-2	1	Protonitazene	2933.99	95958-84-2	1
<u>N-pyrrolidino metonitazene;</u> <u>metonitazepyne</u>	<u>2933.99</u>		<u>1</u>		(新 規)		
<u>N-Pyrrolidino protonitazene;</u> <u>protonitazepyne</u>	<u>2933.99</u>	<u>3038401-95-2</u>	<u>1</u>		(新 規)		
(省 略)				(同 左)			
II. 1971 年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬				II. 1971 年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬			
Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.	Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.
(省 略)				(同 左)			
Camazepam (INN)	2933.91	36104-80-0	4	Camazepam (INN)	2933.91	36104-80-0	4
<u>Carisoprodol (INN)</u>	<u>2924.19</u>	<u>78-44-4</u>	<u>4</u>		(新 規)		
(省 略)				(同 左)			
Haloxazolam (INN)	2934.91	59128-97-1	4	Haloxazolam (INN)	2934.91	59128-97-1	4
<u>Hexahydrocannabinol (HHC)</u>	<u>2932.99</u>	<u>6692-85-9</u> <u>36403-91-5</u> <u>946512-74-9</u>	<u>2</u>		(新 規)		
(省 略)				(同 左)			
3-Methylmethcathinone; <u>3-MMC</u>	2939.79	1246911-86-3	2	3-Methylmethcathinone	2939.79	1246911-86-3	2
<u>3-Methylmethcathinone</u> <u>hydrochloride; 3-MMC</u> <u>hydrochloride</u>	<u>2939.79</u>	<u>1246816-62-5</u>	<u>2</u>		(新 規)		
(省 略)				(同 左)			

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年１１月３０日財関第８６６号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
<u>alpha</u> -PHP	2933.99	13415-86-6	2	<u>alpha</u> -PHP	2933.99	13415-86-6	2
<u>alpha</u> -PiHP	2933.99	<u>2181620-71-</u>	2	<u>alpha</u> -PiHP	2933.99	<u>2705245-60-</u>	2
		<u>1</u>				<u>7</u>	
<u>alpha</u> -PiHP hydrochloride	<u>2933.99</u>	<u>2705245-60-</u>	<u>2</u>	(新 規)			
		<u>7</u>		(同 左)			
(省 略)							
<u>Tetrahydrocannabinol, the</u>	2932.95	various	1	<u>Tetrahydrocannabinols, all</u>	2932.95	various	1
<u>following isomers and their</u>				<u>isomers; THC</u>			
<u>stereochemical variants:</u>							
<u>delta-6a(10a)-THC</u>							
<u>delta-6a(7)-THC</u>							
<u>delta-7-THC</u>							
<u>delta-8-THC</u>							
<u>delta-10-THC</u>							
<u>delta-9(11)-THC</u>							
<u>delta-9-Tetrahydrocannabinol</u>	2932.95	1972-08-3	2	<u>delta-9-Tetrahydrocannabinol</u>	2932.95	1972-08-3	2
(省 略)				(同 左)			
Ⅲ. 前駆物質				Ⅲ. 前駆物質			
Name	HS	CAS RN	Convention	Name	HS	CAS RN	Convention
	subheading		Table No.		subheading		Table No.
(省 略)				(同 左)			
Butanone (ethyl methyl ketone, methyl ethyl ketone, MEK)	2914.12	78-93-3	2	Butanone (ethyl methyl ketone, methyl ethyl ketone, MEK)	2914.12	78-93-3	2
<u>tert-Butyl 4-oxopiperidine-1-</u>	<u>2933.39</u>	<u>79099-07-3</u>	<u>1</u>	(新 規)			
<u>carboxylate (1-boc-4-</u>							
<u>piperidone)</u>							
(省 略)				(同 左)			

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年１１月３０日財関第８６６号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Ephedrine nitrate	2939.41	81012-98-8	1	Ephedrine nitrate	2939.41	81012-98-8	1
<u>Ephedrine, pharmaceutical</u>	<u>3003.41</u>		<u>1</u>	(新 規)			
<u>preparations containing</u>							
<u>ephedrine or its salts,</u>							
<u>medications in bulk</u>							
<u>Ephedrine, pharmaceutical</u>	<u>3004.41</u>		<u>1</u>	(新 規)			
<u>preparations containing</u>							
<u>ephedrine or its salts,</u>							
<u>retail medications</u>							
(省 略)				(同 左)			
3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid	2932.99	2167189-50-4	1	3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid	2932.99	2167189-50-4	1
<u>3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid, butyl ester</u>	<u>2932.99</u>		<u>1</u>	(新 規)			
<u>3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid, sec-butyl ester</u>	<u>2932.99</u>		<u>1</u>	(新 規)			
<u>3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid, tert-butyl ester</u>	<u>2932.99</u>		<u>1</u>	(新 規)			
<u>3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid, ethyl ester</u>	<u>2932.99</u>	<u>28578-16-7</u>	<u>1</u>	(新 規)			
<u>3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid, isobutyl ester</u>	<u>2932.99</u>		<u>1</u>	(新 規)			
<u>3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid, isopropyl ester</u>	<u>2932.99</u>		<u>1</u>	(新 規)			
<u>3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid, propyl ester</u>	<u>2932.99</u>		<u>1</u>	(新 規)			
(省 略)				(同 左)			

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年１１月３０日財関第８６６号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
3, 4-(Methylenedioxy)phenyl-2-propanone	2932. 92	4676-39-5	1	3, 4-(Methylenedioxy)phenyl-2-propanone	2932. 92	4676-39-5	1
<u>Norephedrine, pharmaceutical preparations containing norephedrine or its salts, medications in bulk</u>	<u>3003. 43</u>		<u>1</u>		(新 規)		
<u>Norephedrine, pharmaceutical preparations containing norephedrine or its salts, retail medications</u>	<u>3004. 43</u>		<u>1</u>		(新 規)		
	(省 略)				(同 左)		
Norfentanyl	2933. 39	1609-66-1	1	Norfentanyl	2933. 39	1609-66-1	1
<u>P-2-P methyl glycidic acid</u>	<u>2918. 99</u>	<u>25547-51-7</u>	<u>1</u>		(新 規)		
<u>P-2-P methyl glycidic acid, butyl ester</u>	<u>2918. 99</u>		<u>1</u>		(新 規)		
<u>P-2-P methyl glycidic acid, sec-butyl ester</u>	<u>2918. 99</u>		<u>1</u>		(新 規)		
<u>P-2-P methyl glycidic acid, tert-butyl ester</u>	<u>2918. 99</u>		<u>1</u>		(新 規)		
<u>P-2-P methyl glycidic acid, ethyl ester</u>	<u>2918. 99</u>	<u>41232-97-7</u>	<u>1</u>		(新 規)		
<u>P-2-P methyl glycidic acid, isobutyl ester</u>	<u>2918. 99</u>		<u>1</u>		(新 規)		
<u>P-2-P methyl glycidic acid, isopropyl ester</u>	<u>2918. 99</u>		<u>1</u>		(新 規)		
<u>P-2-P methyl glycidic acid, methyl ester</u>	<u>2918. 99</u>	<u>80532-66-7</u>	<u>1</u>		(新 規)		

新旧对照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
P-2-P methyl glycidic acid, propyl ester 2918.99 1				(新 規)			
(省 略)				(同 左)			
Piperidine thiocyanate 2933.32 22205-64-7 2				Piperidine thiocyanate 2933.32 22205-64-7 2			
4-Piperidone 2933.39 41661-47-6 1				(新 規)			
4-Piperidone monohydrate hydrochloride 2933.39 1				(新 規)			
(省 略)				(同 左)			
Pseudoephedrine hydrochloride 2939.42 345-78-8 1				Pseudoephedrine hydrochloride 2939.42 345-78-8 1			
Pseudoephedrine, pharmaceutical preparations containing pseudoephedrine or its salts, medications in bulk 3003.42 1				(新 規)			
Pseudoephedrine, pharmaceutical preparations containing pseudoephedrine or its salts, retail medications 3004.42 1				(新 規)			
(省 略)				(同 左)			
関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式				関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式			

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
(省 略)					
29.41				抗生物質	
(省 略)					
	(2)			ストレプトマイシン (INN)	(省 略)

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
(同 左)					
29.41				抗生物質	
(同 左)					
	(2)			ストレプトマイシン	(同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年 11 月 30 日財関第 866 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
(省 略)						(同 左)					
	(3)			テトラサイクリン (INN)	(省 略)		(3)			テトラサイクリン	(同 左)
(省 略)						(同 左)					
	(5)			エリスロマイシン (INN)	(省 略)		(5)			エリスロマイシン	(同 左)
(省 略)						(同 左)					
(省 略)						(同 左)					
第 44 類 木材及びその製品並びに木炭						第 44 類 木材及びその製品並びに木炭					
(省 略)						(同 左)					
総 説 この類には、未加工の木材、木材の半製品及び木製品を含む。 これらの物品は、次のように大別される。 (1) 粗の木材（原木、割ったもの、粗く角にしたもの、皮を剥いだもの等）、薪材、木くず、のこくず及びチップ状又は小片状の木材並びにたが材、ポール、くい等並びに木炭並びに木毛及び木粉並びに鉄道用又は軌道用のまくら木（一般に 44.01 項から 44.06 項まで）。ただし、この類には、主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。12.11 項参照）及び主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。14.04 項参照）を含まない。 (2) ～ (4) (省 略)						総 説 この類には、未加工の木材、木材の半製品及び木製品を含む。 これらの物品は、次のように大別される。 (1) 粗の木材（原木、割ったもの、粗く角にしたもの、皮をはいだもの等）、薪材、木くず、のこくず及びチップ状又は小片状の木材並びにたが材、ポール、くい等並びに木炭並びに木毛及び木粉並びに鉄道用又は軌道用のまくら木（一般に 44.01 項から 44.06 項まで）。ただし、この類には、主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。12.11 項参照）及び主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。14.04 項参照）を含まない。 (2) ～ (4) (同 左)					
(省 略)						(同 左)					
号の解説 ある種の熱帯産木材の名称						号の解説 ある種の熱帯産木材の名称					

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第44.03項、第44.07項、第44.08項、第44.09項、第44.12項、第44.14項、第44.18項、第44.19項及び第44.20項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT)、French Agricultural Research Centre for International Development) (Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Développement) (CIRAD)及びInternational Tropical Timber Organization (ITTO)が提案した標準名に従って定められている。この標準名は、主要な生産国で<u>最も用いられる現地名</u>に基づくものである。 この類の解説の末尾には、関連する標準名が、それに対応する学名及び<u>現地名</u>とともに掲載されている。 <u>この類の付表に定める広く用いられる現地名の変更が、標準名の修正を要する場合、その変更が樹種または学名に影響を及ぼさない場合に限り、修正前後の標準名は、暫定的に併用されることがある。</u> (省 略) 44.03 木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省 略) この項には、切り倒したままの原木（通常、枝を落してある。）並びにこのような原木から外樹皮又は外樹皮と内樹皮を<u>剥いだもの</u>及び単にこぶを取り除いたものを含む。また、運搬の際の経済性のため及び腐朽を防止するため、新しく成長した外側の部分（辺材）を取り除いた木材も含む。 (省 略) この項には、また、樹幹又は<u>その</u>切断部分から成る粗く角にした木材を含む。これは、おのにより又は粗びきして、その丸い表面を平らにし、その横断面を粗く正方形又は長方形にしたものである。また、<u>樹幹又はその切断部分から成る</u>、太鼓落とした木材（相対する二面のみを同様に処理した木材）もこの項に含まれる。<u>粗く角にした木材及び太鼓落とした木材は、粗い面や樹皮が残っているのが特徴である。</u>原木は、製材用にこのような形状に調整され又はそのまま屋根	第44.03項、第44.07項、第44.08項、第44.09項、第44.12項、第44.14項、第44.18項、第44.19項及び第44.20項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT)、French Agricultural Research Centre for International Development) (Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Développement) (CIRAD)及びInternational Tropical Timber Organization (ITTO)が提案した標準名に従って定められている。この標準名は、主要な生産国<u>又は消費国</u>で採用されている一般名に基づくものである。 この類の解説の末尾には、関連する標準名が、それに対応する学名及び<u>俗称</u>とともに掲載されている。 (新 規) (同 左) 44.03 木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (同 左) この項には、切り倒したままの原木（通常、枝を落してある。）並びにこのような原木から外樹皮又は外樹皮と内樹皮を<u>はいだもの</u>及び単にこぶを取り除いたものを含む。また、運搬の際の経済性のため及び腐朽を防止するため、新しく成長した外側の部分（辺材）を取り除いた木材も含む。 (同 左) この項には、また、樹幹又は<u>樹幹の</u>切断部分から成る粗く角にした木材を含む。これは、おのにより又は粗びきして、その丸い表面を平らにし、その横断面を粗く正方形又は長方形にしたものである。<u>粗く角にした木材は、粗い面や樹皮が残っているのが特徴である。</u>また、太鼓落とした木材（相対する二面のみを同様に処理した木材）もこの項に含まれる。原木は、製材用にこのような形状に調整され又はそのまま屋根用材のようなものに使用される。

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
用材のようなものに使用される<u>ことがある</u>。 ある種の材（例えば、チーク）は、木理に沿ってくさび又はおので割ってそま角にされる。このようなそま角も、この項に<u>含まれる</u>。 （省 略） 44.04 たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの （省 略） この項には、次の物品を含む。 （1）及び（2） （省 略） （3）端をとがらせたくい：これらは、割ってない又は割ったポールの先端をとがらせたもので、垣根用のくいを含み、皮を<u>剥い</u>であるかないか又は保存剤を染み込ませてあるかないかを問わない。ただし、縦にひいたものは含まない。 （4）及び（5） （省 略） （省 略） 44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） （省 略） 少数の例外を除き、この項には、長さを問わず厚さが6ミリメートルを超える木材のうち、木目に沿ってひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたすべてのものを含む。<u>縦にひいた木材は、縁に沿って見られる粗い部分又は樹皮の痕を有することがある。</u>これらの木材には、ひいたはり、厚板、板子、板、木舞等並びにひいた木材製材と同質のものとみなされる物品で、チップングマシンにより得	ある種の材（例えば、チーク）は、木理に沿ってくさび又はおので割ってそま角にされる。このようなそま角も、この項に<u>ふくまれる</u>。 （同 左） 44.04 たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの （同 左） この項には、次の物品を含む。 （1）及び（2） （同 左） （3）端をとがらせたくい：これらは、割ってない又は割ったポールの先端をとがらせたもので、垣根用のくいを含み、皮を<u>はい</u>であるかないか又は保存剤を染み込ませてあるかないかを問わない。ただし、縦にひいたものは含まない。 （4）及び（5） （同 左） （同 左） 44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） （同 左） 少数の例外を除き、この項には、長さを問わず厚さが6ミリメートルを超える木材のうち、木目に沿ってひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたすべてのものを含む。これらの木材には、ひいたはり、厚板、板子、板、木舞等並びにひいた木材製材と同質のものとみなされる物品で、チップングマシンにより<u>正確な寸法</u>で得られ、ひいたものとは異なり後でかんながけを必要としない程の平滑面

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
られ、その結果、ひいたものとは異なり後でかんながけを必要としない程の平滑面を有するものも含む。また、この項には、平削りし又は丸はぎ（ロータリーカット）した木材並びに床用の木製のブロック、ストリップ及びフリーズ（いずれかの縁、端又は面に沿って連続的に加工を施したもの（44.09）を除く。）も含まれる。<u>この項には、また、木材（特定の寸法に切断されたものであるかないかを問わない。）を含む。</u> （省 略） 第 11 部 紡織用繊維及びその製品 （省 略） 総 説 （省 略） 号の解説 異なる色の糸から成る織物 異なる色になせんした糸又は同色の濃淡の異なる色になせんした糸を、全部又は一部に使用したものから成る織物は、異なる色の糸から成る織物であり、浸染した織物又はなせんした織物とはみなさない。 織り方 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織（<u>1×1</u>）であると、11部の号注1（ij）に規定されている。この織柄を図式化すると次の通りである。 （省 略） （削 除） （省 略）	を有するものも含む。また、この項には、平削りし又は丸はぎ（ロータリーカット）した木材並びに床用の木製のブロック、ストリップ及びフリーズ（いずれかの縁、端又は面に沿って連続的に加工を施したもの（44.09）を除く。）も含まれる。 （同 左） 第 11 部 紡織用繊維及びその製品 （同 左） 総 説 （同 左） 号の解説 異なる色の糸から成る織物 異なる色になせんした糸又は同色の濃淡の異なる色になせんした糸を、全部又は一部に使用した<u>のもの</u>から成る織物は、異なる色の糸から成る織物であり、浸染した織物又はなせんした織物とはみなさない。 織り方 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織であると、11部の号注1（ij）に規定されている。この織柄を図式化すると次の通りである。 （同 左） <u>平織りは、最も単純で一般的に使用される織り方である。平織物は、たて糸とよこ糸がそれぞれの面に同一割合で現れるため、二つの面は常に同じである（両面織物）。</u> （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年 11 月 30 日財関第 866 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 （省 略） 総 説 （省 略） （B）この類の構成の概略 （１）～（６）（省 略） <u>（７）84.85 項には、積層造形用の機械を含む。</u> <u>（８）</u>（省 略） <u>（９）</u>（省 略） （省 略） 第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 （省 略） 総 説 （A）類の範囲及び構成 （省 略） この類には、次の物品を含む。 （１）（省 略） （２）<u>真空式掃除機（85.08）、ある種の家庭用機器（85.09）並びにかみそり、バリカン及び脱毛器（85.10）</u> （３）～（６）（省 略）	第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 （同 左） 総 説 （同 左） （B）この類の構成の概略 （１）～（６）（同 左） （新 規） <u>（７）</u>（同 左） <u>（８）</u>（同 左） （同 左） 第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 （同 左） 総 説 （A）類の範囲及び構成 （同 左） この類には、次の物品を含む。 （１）（同 左） （２）ある種の家庭用機器（85.09）並びにかみそり、バリカン及び脱毛器（85.10） （３）～（６）（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年 11 月 30 日財関第 866 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(7) 一般に単独では使用されないが、電気機器内に組み込まれ特定の役割を果たすように設計されたある種の電気用品（例えば、コンデンサー（85.32）、<u>抵抗器（85.33）、印刷回路（85.34）、スイッチ、ヒューズ、接続箱等（85.35又は85.36）、電球（85.39）、熱電子管等（85.40）、半導体デバイス及び圧電結晶素子（85.41）、集積回路（85.42）及び電気用炭素製品（85.45）</u>） (8) <u>電気制御用又は配電用の盤、パネルその他の物品（85.37）及び85.35項から85.37項までの機器の部分品（85.38）</u> (9) （省 略） (10) <u>機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）（85.48）</u> (11) <u>電気電子機器のくず（85.49）</u> （省 略） 85.24 フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。） （省 略） この項の物品は、広範囲の機器に組み込まれるように設計されている（例えば、冷蔵庫、自動データ処理機械、画像又はデータを送受信する携帯電話又は装置、デジタルカメラ又はビデオカメラレコーダー、モニター又はテレビジョン受像機器及び人員輸送用の自動車）。 ただし、他の機器に<u>まだ組み込まれて</u>おらず単独で提示されるフラットパネルディスプレイモジュールは、フラットパネルディスプレイモジュールが取り付けられた最終製品が属する項ではなく、この項に属する。 フラットパネルディスプレイモジュールがその他の機器に<u>組み込まれている</u>場合は、全体としてその機器が該当する項に属する。 85.24 項において「<u>組み込まれ</u>」には、「<u>接続され</u>」及び「<u>取り付けられ</u>」を含む。 （省 略） 第 95 類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	(7) 一般に単独では使用されないが、電気機器内に組み込まれ特定の役割を果たすように設計されたある種の電気用品（例えば、コンデンサー（85.32）、スイッチ、ヒューズ、接続箱等（85.35 又は 85.36）、電球（85.39）、熱電子管等（85.40）、<u>ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス（85.41）及び電気用炭素製品（85.45）</u>） （新 規） (8) （同 左） （新 規） （新 規） （同 左） 85.24 フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。） （同 左） この項の物品は、広範囲の機器に<u>取り付けられ又は組み込まれる</u>ように設計されている（例えば、冷蔵庫、自動データ処理機械、画像又はデータを送受信する携帯電話又は装置、デジタルカメラ又はビデオカメラレコーダー、モニター又はテレビジョン受像機器及び人員輸送用の自動車）。 ただし、他の機器に<u>取り付けられて</u>おらず単独で提示されるフラットパネルディスプレイモジュールは、フラットパネルディスプレイモジュールが取り付けられた最終製品が属する項ではなく、この項に属する。 フラットパネルディスプレイモジュールがその他の機器に<u>取り付けられている</u>場合は、全体としてその機器が該当する項に属する。 （新 規） （同 左） 第 95 類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

新旧対照表

【関税率表解説（令和３年 11 月 30 日財関第 866 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル この項には、次の物品を含む。 (A) 車輪付き玩具 (省 略) (1) (省 略) (2) 若者及び大人のみではなく幼児も乗れるように設計された二輪又は三輪スクーターで、位置調整が可能又は不可能なステアリングコラム及び小径の中空又は中空でない車輪を有するもの。これらは、自転車式のハンドルバー、ハンドブレーキ又は後輪のフットブレーキが装備されることもある。 <u>電動キックスクーターは、最高時速 8 キロメートル以下、正味重量（着脱可能なバッテリーを含む。）が 12 キログラム以下で、ブレーキが付いていない又は後輪に 1 つのみ付いており、交通を目的として設計されておらず、体重 50 キログラム以下の使用者向けに設計されている場合、一般的に玩具とみなされる。上記のいずれかの基準が満たされない場合、電動キックスクーターは、一般的に 87.11 項の車両とみなされる。</u> (3) ～ (7) (省 略) (B) ～ (F) (省 略) (省 略)	95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル この項には、次の物品を含む。 (A) 車輪付き玩具 (同 左) (1) (同 左) (2) 若者及び大人のみではなく幼児も乗れるように設計された二輪又は三輪スクーターで、位置調整が可能又は不可能なステアリングコラム及び小径の中空又は中空でない車輪を有するもの。これらは、自転車式のハンドルバー、ハンドブレーキ又は後輪のフットブレーキが装備されることもある。 (新 規) (3) ～ (7) (同 左) (B) ～ (F) (同 左) (同 左)